

未婚のひとり親への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

（令和3年度大学等奨学生予約採用の給付奨学金をお申込みの方）

独立行政法人日本学生支援機構

本機構の奨学金をお申込みいただき、ありがとうございます。

さて、お申込みいただいた給付奨学金の収入基準については、生計維持者及び生徒本人の住民税情報により判定を行います。令和2年度までの住民税に係る地方税法においては、未婚のひとり親には寡婦（寡夫）控除が適用されないこととなっているため、住民税の計算上、未婚のひとり親が既婚のひとり親と比べて不利となる場合が起こり得ます。この状況については、令和3年の税制改正によって是正される予定です。

しかしながら、令和3年度大学等奨学生採用候補者の選考にあたっては、令和2年度分の住民税情報を用いるため、解消前の状況が残ってしまいます。このため、令和3年の税制改正に先立ち、改正予定の新たな寡婦（寡夫）控除適用を当該審査に前倒して適用することで、当該寡婦（寡夫）控除適用の希望者に適用し所得の判定を行うことにより、経済的支援の公平性の確保を図ります。

なお、当該寡婦（寡夫）のみなし適用を受けても、所得の状況により支援区分が変更されない場合があります。

1. みなし控除の対象となる方

以下、（1）から（3）の全てに該当する者を対象とします。

（1）令和3年度大学等奨学生予約採用において給付奨学金を希望された方。

（2）令和元年12月31日時点で、税法上の扶養親族である子を扶養する婚姻歴（事実婚を含む（※））のないひとり親（生計維持者）の方。

（※）住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。令和2年1月1日より前に婚姻歴（事実婚を含む）がなく、かつそれ以降に婚姻歴がある方は対象となります。

（3）当該ひとり親（生計維持者）の令和元年（平成31年）1月～12月の合計所得金額が500万円以下（給与所得者の場合、年収688万円以下）である方。

（注）（2）及び（3）に該当するが、令和3年度大学等奨学生予約採用において給付奨学金に申請していない場合でも、大学等へ進学後、在学採用に申請する際、在学採用を通して適用を願い出ることが可能です。

2. 申込みの流れ

① 本機構の一般用ホームページにある申請フォームより、必要項目をすべて入力します。

◆ホームページ掲載場所◆（申込受付期間：9月10日（木）～10月9日（金））

※選考の都合上、できる限り9月27日（日）までにご入力いただくようお願いします。

ホーム>奨学金>奨学金の制度（給付型）>申込方法>寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/kafu.html>



② 申請フォームでご入力いただいたメールアドレスに、提出が必要な書類の説明や送付先等を記載したメールを送信しますので、ご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

<裏面も併せてご確認ください>

3. 採用候補者決定時期についての留意事項

9月28日（月）から10月9日（金）までに当該みなし適用に申込みを行った場合で、10月下旬の採用候補者決定の対象となる方については、みなし適用による選考が間に合わないため、みなし適用によらない選考結果を10月下旬にお知らせする予定です。

該当する場合は、10月下旬に直接機構から個別にその旨をお知らせするとともに、11月下旬以降にみなし適用による選考結果をお知らせする予定です。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本学生支援機構 貸与・給付部採用課 予約採用係

電話：03-6743-6704（平日 8時30分～18時15分）